

日本食海外普及功労者表彰事業実施要領

平成 18 年 2 月 20 日 17 国際第 1168 号

農林水産省大臣官房国際部長通知

一部改正 平成 19 年 1 月 31 日 18 国際第 1122 号

一部改正 平成 21 年 12 月 22 日 21 国際第 911 号

一部改正 平成 24 年 6 月 28 日 24 食産第 1370 号

一部改正 平成 25 年 4 月 17 日 25 食産第 303 号

一部改正 平成 26 年 6 月 6 日 26 食産第 920 号

一部改正 平成 27 年 10 月 1 日 27 食産第 2438 号

一部改正 平成 30 年 6 月 15 日 30 食産第 1256 号

一部改正 令和元年 9 月 24 日 元食産第 2259 号

一部改正 令和 2 年 4 月 1 日 元食産第 5892 号

一部改正 令和 4 年 7 月 13 日 4 輸国人第 28 号

第 1 趣旨

日本食海外普及功労者表彰事業（以下「表彰事業」という。）は、日本の農林水産物・食品の輸出の一層の拡大に向けて、海外での日本食・食文化又は日本の農林水産物・食品の紹介、普及等に多大に貢献してきた者（以下「功労者」という。）に対し表彰を行うものとする。

また、表彰事業を通じ、功労者の活動を広く紹介することにより、日本食・食文化の海外での普及を促進し、日本の農林水産物・食品の輸出の一層の拡大に寄与する。

第 2 実施主体

表彰事業は、農林水産省が実施する。

第 3 後援

表彰事業は、知的財産戦略本部、外務省及び経済産業省の後援を得るものとする。

第 4 功労者の表彰

1 功労者の対象

海外に在住している者又は海外での在住経験がある者で、海外での日本食・食

文化又は日本の農林水産物・食品の紹介、普及等に多大な貢献をしてきた者を対象とする。

2 候補者の募集

(1) 功労者の候補者（以下「候補者」という。）は、別に定める推薦要領に基づき次に掲げる者からの推薦により、募集するものとする。

- ① 在外公館の長
- ② 独立行政法人日本貿易振興機構の海外事務所及び国内事務所の長
- ③ 輸出支援プラットフォーム
- ④ 農林水産物等輸出促進全国協議会（以下「協議会」という。）会員及びその海外出先機関の長
- ⑤ 別紙に定める食産業関係団体の長

(2) (1)の③の構成員となっている(1)の①及び②の組織にあつては、(1)の③からの推薦とすること。

3 選考委員会の設置

(1) 表彰の適正かつ円滑な実施を確保するため、学識経験者、マスコミ、産業界代表者等からなる「日本食海外普及功労者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(2) 選考委員長は、選考委員の互選によりこれを定める。

(3) 選考委員長は、選考委員の中から委員長代理を指名し、権限を委任することができる。

4 功労者の決定方法

(1) 選考委員会は、推薦があつた候補者の中から、功労者を選定する。選定に当たっては、推薦者から提出のあつた書類等を参考に総合的な見地から審査を行う。

(2) 選考委員会で選定された者については、農林水産省輸出・国際局長が農林水産大臣に進達し、農林水産大臣が功労者として決定する。

5 表彰の方法

(1) 表彰は、農林水産大臣から表彰状を授与して行う。ただし、農林水産大臣賞は原則5点以内とする。

(2) 表彰状は、別紙様式のとおりとする。

6 表彰の期日

表彰は、協議会の総会開催時に行う。ただし、特別に事情のあるときにはこの限りでない。

7 表彰の発表等

表彰を行ったときは、速やかにこの旨を公表するほか、関係機関・団体が発行する情報誌等の活用により、功労者の実績を広く紹介し、日本食・食文化や日本の農林水産物・食品の普及の推進を図るものとする。

第5 その他

その他表彰事業の実施に関して必要な事項は、別に農林水産省輸出・国際局輸出企画課長が定めるものとする。

表彰候補者の推薦を依頼する食産業関係団体

全国調理関係団体連盟

公益社団法人 日本調理師会

一般社団法人 全国日本調理技能士会連合会

公益社団法人 全国調理師養成施設協会

公益社団法人 日本全職業調理士協会

公益社団法人 日本料理研究会

一般社団法人 全日本・食学会

全国すし商生活衛生同業組合連合会

表彰状

(氏名) 殿

あなたは多年にわたり海外
において日本の食文化・食材の
普及に尽力し我が国農林水
産業の振興発展に寄与する
ところまことに大なるもの
がありました

よってここにこれを賞します

令和〇〇年〇〇月〇〇日

農林水産大臣 (氏名) 印

注： 表彰状の規格については、大きさは日本標準規格B列3版、枠模様は桐模様、紙質は局紙
170 kgとする